

省 令

○農林省令第三十八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十七年六月九日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の一の項の植物の欄中「グレープフルーツであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」の下に「並びにイスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシヤムテ種、パレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」を加える。

附 則

この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。